

平成 26 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヨ シ ッ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 岡 昌 成
(コード番号：3221 東証 J A S D A Q ・ 名 証 第 二 部)
問 合 せ 先 取 締 役
経 営 企 画 室 室 長 大 崎 篤 彦
(TEL. 052-932-8431)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 26 年 11 月 17 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所 J A S D A Q 及び名古屋証券取引所市場第二部への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 225,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (平成 26 年 12 月 3 日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 平成 26 年 12 月 23 日 (火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 26 年 12 月 11 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、マネックス証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、安藤証券株式会社、エース証券株式会社、高木証券株式会社及び日本アジア証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 26 年 12 月 11 日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 平成 26 年 12 月 15 日 (月曜日) から
平成 26 年 12 月 18 日 (木曜日) まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株式受渡期日 | 平成 26 年 12 月 24 日 (水曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 名古屋市東区
吉岡 昌成 150,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 56,200 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 56,200 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 親引けの件

上記1.の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、18,700株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 225,000 株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 150,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 56,200 株
(※)

(2) 需要の申告期間 平成26年12月4日(木曜日)から
平成26年12月10日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 平成26年12月11日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成26年12月15日(月曜日)から
平成26年12月18日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成26年12月23日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 平成26年12月24日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である吉岡光代(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、56,200株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成27年1月16日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成26年12月24日から平成27年1月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所もしくは名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,250,000株
公募による増加株式数	225,000株
増加後の発行済株式総数	2,475,000株

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 509,830 千円については事業規模拡大の為、平成27年3月期に10店舗の新規出店資金として163,500千円、平成28年3月期に33店舗の新規出店資金の一部として346,330千円を充当する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格2,490円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして取り組んでおります。現在当社は成長途上と考えており、設立以降現在に至るまで配当を行っておりませんが、将来的には業績や財務状況を勘案した上で配当の実施も随時検討してまいります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保の充実を図り、新規出店、人材採用、人材育成、管理体制強化に充当することで、業容拡大及び競争力を高めることに努めていきます。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり当期純利益	438,774.12円	111.66円	170.69円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—	—	—
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	39.8%	19.1%	23.5%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 平成24年3月期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取り扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。
- 当社は、平成25年7月30日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年5月13日付で普通株式1株につき普通株式2.5株の割合で株式分割を行っております。平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
5. 当社は、平成25年7月30日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、平成26年5月13日付で2.5株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、平成24年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成24年3月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり当期純利益	175.50円	111.66円	170.69円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—	—	—

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である吉岡昌成、貸株人である吉岡光代並びに当社株主である、有限会社吉岡及び吉岡裕太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成27年3月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である渥美俊彦は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成27年3月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって主幹事会社を通して行う東京証券取引所及び名古屋証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨を合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成27年6月21日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程施行規則259条第1項第1号及び、株式会社名古屋証券取引所上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第21条の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東証の「有価証券上場規程」及び名証の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。